

意見陳述

2022年8月3日

原告代表 片岡明幸

原告を代表して意見を述べます。

時間も限られていますから、5点に絞って述べます。

● 1、公表すること自体が差別を助長する

まず1点目に申し上げたいことは、一審被告らが企てた「全国部落調査」復刻版の出版は、部落差別を助長拡散するという事です。

一審被告は、「全国部落調査」復刻版は「単なる地名」の羅列であって、個人の名前も情報も出ていないのだからプライバシーの侵害はないと主張しています。しかし、このリストは有名な高級住宅街や観光スポットの地名ではありません。歴史的社会的に一般社会から区別され、除外され、差別的な取り扱いを受けてきた地域の一覧であり、多くの国民が自分たちとは違う種類の人たちが住んでいる地域だと見なして忌避してきた地域のリストです。したがってこれを公表することは、「この地域はほかのところとは違う地域」「普通の人間とは違う怖い人たちが住んでいる地域」という差別意識を喚起し、また、偏見と忌避意識を植え付けます。その意味で、「全国部落調査」復刻版の出版は、公表すること自体が部落差別を助長拡散する図書です。

● 2 回収して焼却処分にされた差別図書

2点目は、「全国部落調査」復刻版は、過去において法務省が差別を助長拡散する差別図書として摘発し、回収したうえで焼却処分にした文字通り差別図書です。

1975年、法務省は「部落地名総鑑」を差別図書として摘発しましたが、一審被告が出版しようとしている復刻版は、この「部落地名総鑑」と同じ内容の図書です。一審被告自身、「全国部落調査」復刻版の表紙にわざわざ「部落地名総鑑の原典」と銘打ってそれを売り物にしています。当時、法務省は「部落地名総鑑」は差別を助長する図書として購入者を調査し、図書を回収したうえで焼却処分しましたが、一審被告は法務省が焼却処分したものを復刻して販売しようとしているのです。

● 3 部落差別の実態から考えれば一部の都府県だけを差し止めるのは間違っている

3点目は、部落差別の実態から考えれば、「全国部落調査」復刻版に地名が出ているすべての都道府県で出版を差し止めるべきです。

一審判決は、出版差し止めの請求に対して25の都府県のみを差し止め、6つの県は認めませんでした。また原告がいなかったために10の県も差し止めから外しました。しかし、部落差別の実態からみて、これはまったく間違っています。部落差別は「部落民」と呼ばれる人

たちに向けられる忌避・排除の行為であって、それは特定の地域ごとに取捨選択するような行為ではありません。すなわち、差別する側は、部落民を差別するのであって、ある県の部落民は差別するが、隣の県の部落民は差別しないというようなことはありません。だから特定の県だけを差し止め、特定の県は差し止めないということは、部落差別の現実とまったくズレています。

差別する側は、掲載されている地名の住民全部を被差別部落の住民と見なして差別するのであり、記載された地域のすべての住民が被差別部落民として差別の対象になるのです。だから、地名が掲載されているすべて地域と都府県を差し止めなければ意味がありません。

ところで一審判決は、住所や本籍を置いているものだけにプライバシー侵害を認め、過去に住所・本籍を置いていたものや親族が住んでいるものを除外しました。しかし、部落差別の現実をみると、現に住所または本籍がなくても、「全国部落調査」の地名にかかわりを持つものが部落出身者と“見なされ”て差別の対象になっています。だから“見なす材料”となる「全国部落調査」復刻版はすべてを差し止めるべきです。

● 4 カミングアウトとアウトティングの違いについて

4点目は、部落出身であることの名乗りと晒しの違いについて、すなわちカミングアウトとアウトティングの違いについてです。

一審判決では、自らの情報をインターネットやフェイスブックなどに公開し、部落出身であることを「不特定多数の人に知られることを容認している者」は、みずから公表しているのであるからプライバシーの侵害はないという判断をしました。

しかしこの判断は、なぜ部落出身者が自ら部落出身であることを公表するのか、という理由を無視した考え方です。また、個人情報の自己コントロール権を無視した考え方です。

部落出身者がみずから部落出身であることを公表するのは、差別をなくしたいからで、何の理由や動機もなく唐突に自分は部落の出身であるなどと公表するものはいません。そこには差別をなくしたいという強い意志が働いています。もちろん、差別されたいために「私は部落出身です」と公表しているものは一人もいません。

たしかに現象的には本人の公表（カミングアウト）も被告らの公表（アウトティング）も同じように映るかもしれませんが、部落差別をなくすための公表（カミングアウト）と、誰が部落出身者であるのか、またどこが部落かを晒すための公表（アウトティング）とはまったく目的や動機が違います。それを同列において、公表を正当化することは許されません。

そもそも現在では、個人情報を公表する場合、①公表することを本人が希望、または同意していること、②公表の目的と方法が明確になっていること、③公表する範囲を本人が選択できるようにしていることが現在のルールになっています。しかし一審被告は、誰の同意も承諾も得ていません。

● 5 説示違反などの悪質性

5点目は、被告らの悪質性です。

この裁判が始まる前の2016年2月に、東京法務局が被告を呼び出して「説示」をおこないました。東京法務局は「インターネット掲載は、差別を助長し、又は誘発する」と述べ、「直ちに中止しなさい」と「説示」をおこないましたが、被告らはまったく無視しました。

2018年12月に法務省が「インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示の立件及び処理について」という依命通知を出しましたが、この通知は被告らの「全国部落調査」や「部落探訪」を念頭に置いたものだと思います。しかし、被告らはこの通知をまったく無視して、挑戦的な態度を続けています。

昨年、東京地裁は、「ウェブ サイトへの掲載, 書籍の出版, 出版物への掲載, 放送, 映像化 (いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。) 等の一切の方法による公表をしてはならない。」という判決を言い渡しましたが、一審被告は、その後も全国各地の被差別部落に潜入して被差別部落の動画を取り、ネットに流し続けています。これに対して最近、長野県小諸市、佐久市、新潟県上越市、新発田市などで、地元の市長が法務局の支局等に直接訪問して削除を要請しています。しかし、一審被告はまったく聞き入れようとしていません。

このように一審被告の行動は極めて悪質であり、部落差別の確信犯というべきです。東京高裁に置かれては一日も早くこの行為を確実に止めさせるような判断をおこないますよう要請致します。

意見陳述

2022年8月3日

原告 吉田 樹

1. 私について

①原告番号、40の吉田樹と言います。現住所は、富山県高岡市です。

②部落解放同盟での関りは、主に富山県と石川県の両県で関わっており、富山県では富山県連合会の事務局長、石川県では解放同盟の組織がないことから解放同盟の近畿東海北陸評議会、通称、近畿東海ブロックと言っていますが、金沢市に設置している北陸事務所で事務局長を担っております。

また、近年は近畿東海ブロックの一員として、福井県内の行政との意見交換の場にも、年に2、3回参加しています。

2. 私が陳述する意味

原告のひとりとして意見陳述しますが、責任の重さを痛感し、緊張しています。

私が陳述する意味は、出版の差し止めや、ネット上などからの削除の対象から除外された、全国の16県、そこに私が関わっている富山県、石川県、福井県が含まれているのですが、除外された県から直接、裁判長に声を届ける為だと認識しています。

3. 一審判決の矛盾と地元での反応

①一審判決の意味する結果は、これらの16県は、今後も被差別部落の所在地情報を晒し続けても構わないというものでしたが、まったく理解できないし、容認することはできません。

除外された理由が、これらの県には部落差別が存在しないという判断からなら一定程度は、筋が通っていると思いますが、そうではないと思っています。

②一審判決について、富山市の部落解放同盟員に説明した際の反応は陳述書に書いたように、心配と怒りの声でした。

4. 被告らの行為によって誘発されたと考えられる事件（被害）

被告らが2016年3月に「全国部落調査・復刻版」、以下“地名一覧”としますが、それを晒して以降、富山県や石川県では、被告らの行為によって誘発されたと考えられる事案が表面化している事も陳述書に書きましたが、簡単に触れます。

①石川県白山市では2017年5月30日に、関西在住の青年による白山市役所への被差別部落の問い合わせの事案が起こり、この青年は「近く結婚の予定であり」「相手の家が自分のことを部落出身かどうか気にしているようだ」「白山市の部落がどこかが分かれば、相手の家を安心させられる」「ネットで調べてみたが分からなかった」と言っています。

②富山県では昨年1月に、富山県立図書館への来館者が、受付で「被差別部落の所在地を書いた本があるか」と質問し、職員が「答えられない」と応じると帰っていったという事例が富山県行政から報告されています。“地名一覧”の存在を知っていたものと推認される事案です。

③また、栃木県内に事務所を持つ行政書士による戸籍等の不正取得事件では、富山、石川両県で18件の不正取得を確認しています。これら全ての請求時期は、被告らがネット上で“地名一覧”を晒した以降に該当しています。

5. 金沢市の人権意識調査に見る忌避意識

①富山、石川両県での市民人権意識調査で、部落の人との結婚を巡って市民の間に、忌避意識が見られることは陳述書に書いていますが、新たに金沢市の調査結果を述べます。

②金沢市が昨年12月に実施した人権意識調査結果について、今年4月に、報告書をまとめ、市のホームページで公表していますが、その中から部落の人との結婚に関わる市民の人権意識について説明します。

③まず、本人が結婚する場合を尋ねた質問では、「家族や親戚の反対があれば結婚しない」と回答した人は9.6%。10年前の調査では10.9%なので、約1割の人が「結婚しない」と回答している状況は、この10年間変わっていません。

④また、子どもが結婚する場合を尋ねた質問では「親としては反対するが、子どもの意思が強ければ賛成する」これは、心情的に反対を意味していますが23.7%、そして「結婚を認めない」が4.5%で、この合計28.2%の人、約3割弱の人が部落の人との結婚を否定的に受け止めている結果が出ています。10年前の調査は28.7%でしたから、子どもの結婚でも、この10年間、市民の意識は変わっていないことが明らかになっています。

金沢市は、北陸では部落問題を含めて、人権啓発に取り組んでいる方の自治体ですが、部落への忌避意識が依然として根強く存在していることは強調しておきたいと思います。

6. 最後に、立ち上がって声を上げることの困難性について、特に、行政姿勢との関係で述べます。

①私に関わっている富山、石川の両県は、戦前は温度差はありますが、いずれも部落差別の解消に向けて行政施策が実施されていた県ですが、戦後は、一転して「県内には部落もなければ差別もない」との姿勢に転換した県です。

②従って、全国的には1969年から足掛け33年間続いた一連の同和対策事業が全く実施されませんでした。私なりの表現ですが、行政が自らの責務を放棄して差別の現実を黙殺し、部落に生きる人々を無視し続けてきた県です。

③こうした行政姿勢の下で、立ち上がって声を上げれば、差別克服の展望が拓けるとの期待も奪われ、両県の殆どの部落の人は「黙って我慢していれば、いずれは差別する人が無くなるのではないか」との切なる思いで、出身を隠して生活してきたと言っても良いと思います。

④富山県ではこうした状況の中、1983年に少数の人が立ち上がり、部落解放同盟の組織を結成し、法に基づく行政施策の実施を求めますが、行政の頑なな姿勢を変えることはできませんでした。その後、当初立ち上がった人たちが次第に亡くなり、今日では、かろうじて部落解放運動の火を灯し続けているのが実情です。

また、石川県では今日まで、部落解放同盟の組織結成に至っておらず、解放同盟中央本部や近畿東海ブロックの全面支援を受けて、行政との意見交換を進めているのが実情です。

⑤裁判長には、声を上げることが困難な地域があることを、是非とも理解して頂くようお願いいたします。

令和4年(ネ)第1893号 損害賠償請求等控訴事件
控訴人(一審原告) 部落解放同盟 外234名
被控訴人(一審被告) 示現舎合同会社 外2名

意見陳述

東京高等裁判所第16民事部 御中

2022年(令和4年)8月3日

控訴人ら(一審原告) 代理人弁護士 河村健夫

代理人からは、控訴理由書等について裁判所にぜひ理解をいただきたい点を中心にお話をします。

1 まず1点目は「差別されない権利」について、一審原告の主張を吟味の上、人格権の内容として認めていただきたいということです。控訴理由書の45ページから71ページにかけて記載していますが、1) 差別されない権利は憲法14条に由来し、同条において「社会的身分」による差別は許されないとして差別を厳格に禁じていること、そして国際人権法においても確立した原則となっていることを出発点として考えていただきたい。また、控訴理由書の71ページから84ページにかけて記載していますが、2) 差別されない権利はいわゆる平穏生活権と並行的に理解できる権利内容であって、全く新しい権利として主張されているものではないことを理解いただきたい。

2 続いて2点目として、プライバシー権についてはアウティングとカミングアウトの区別であるとか、情報コントロール権などを含む現代的なプライバシー権の理解をしてもらいたいということです(控訴理由書34ページ以下)。一審原告は、部落差別の深刻な被害を身をもって知っていることから、被差別部落出身であることを誰にでも明かすわけではありません。部落差別の解消に役立つ範囲で開示しているに過ぎません。

一審被告宮部は「住所でポン」というソフトで、NTTの電話帳に記載された情報をデータベース化し、デジタルデータ検索することができるようにしています。当然、NTTの電話帳にデータを載せた人から「自分はNTTの電話帳には個人情報を提供したが、住所でポンなどというソフトには個人情報を提供することは承諾していない」として裁判を起こされます。一審被告宮部は敗訴しています。本件も、それと全く同じことです。一審原告は、「復刻版全国部落調査」のような地名リストの形式であろうと、「部落解放同盟関係人物一覧」のような人名リストでの形式であろうと、被差別部落出身であると晒されることについて一切の承諾を与えていません。

3 3点目に、一番の希望として、裁判所には部落差別の実情、特に戸籍や住民票における地名情報と、被差別部落の一覧表における地名情報を照らし合わせる形で行われる身元調査の実態を理解していただきたいことです（控訴理由書15ページ以下）。

戸籍に「この人は被差別部落出身です」と書いてある訳ではありません。戸籍には本人の本籍地、出生地、過去の本籍地、親や兄妹など親族の本籍地や過去の本籍地などの様々な地名情報が記載されているだけです。

身元調査を企む人物は、対象者の現在戸籍のみならず改製前の戸籍まで遡って取得し、対象者の過去の本籍地や親・祖父母等の親族の本籍地まで洗い出し、被差別部落の地名リストと照合して被差別部落出身者と認定してゆくのです。

地裁判決は、「復刻版全国部落調査」との関係では、現在の本籍と現在の住所が「復刻版全国部落調査」の地名リストに載っている原告しかプライバシー権侵害を認めていません。過去の本籍地や親族の本籍地が「復刻版全国部落調査」に載っていても、権利侵害を認めないのです。

しかし、現在の本籍と現在の住所が被差別部落にある人しか部落差別の被害に遭わないのでしょうか？ 断じて、違います。

身元調査は、執拗に戸籍を遡って調べ、対象者が被差別部落出身かどうかを判断しようとしています。本人の過去の本籍地や出生地、親族の本籍地や住所が被差別部落にあることから、部落差別の被害にあうケースは後を絶ちません。

今年の夏、水平社100年を記念して映画「破戒」が上映されています。「破戒」は、主人公の丑松が被差別部落出身であることを隠して生きるか、告白すべきか懊悩する点が中心的なテーマですが、地裁判決の基準では「破戒」の丑松は権利侵害なしということで敗訴するでしょう。そのような不合理な判断を地裁判決が行なっている点については、控訴審でぜひ是正されなければならないと思います。

地名総鑑事件では、法務省は回収した全ての地名総鑑を焼却処分としました。その結果として、その後全国的な被差別部落の地名リストを作成する行為は途絶していました。

今回、仮に地裁判決の判断が確定してしまうと、全国41の都府県のうち16の都府県の被差別部落の地名リストが公開される結果となります。16の都府県の被差別部落の地名リストは、膨大な数です。公開されてしまえば、その地域に住んでいる人、住んでいた人、本籍地を置いている人、過去に置いた人、親族が住んでいる人など、膨大な数の人が部落差別の被害に怯えながら生活することを強いられます。

そのような結果を生じるような判断を裁判所がしてしまったら、裁判所が部落差別に棹さした（推進した）として、後世まで評価されることとなります。

控訴審においては、部落差別の実情を踏まえ、部落差別の被害に遭う人が一人でも少なくなる内容での審理と判断を希望します。以上